

改訂版

概要

恵庭市学校教育情報化推進計画

令和4年度～令和7年度（第1次）

令和6年3月

◆ 計画の策定 ◆

- 令和元年に「学校教育の情報化の推進に関する法律」が施行。学校のICT環境整備を促進し、次代の社会を担う児童生徒を育成するため、ICTを活用して全ての児童生徒が効果的に教育を受ける環境を整備し、恵庭市の学校教育の情報化に関する取組を推進することを目的として令和4年度に策定。
- 法律に基づく市町村学校教育情報化推進計画、また第5期恵庭市総合計画、第3次教育推進プログラムに基づく個別計画として位置付け、本市の学校教育の情報化の推進に関する基本的な方針や施策について規定。
- 第1次計画期間は、令和4年度～令和7年度の4年間。北海道学校教育情報化推進計画及び計画期間の中間年度を迎えたことから、計画の見直し。

◆ 教育の情報化を取り巻く現状と課題 ◆

- 高度情報化の急速な進展により、情報技術活用の重要性が高まる。
- 情報活用能力の育成のため、現状を踏まえたICT環境を整備・活用した学習活動の充実や教育の情報化が不可欠。
- ICTの活用は、教職員の働き方改革や、特別な配慮が必要な児童生徒の状況に応じた支援の充実などの進捗状況に基づいた計画に修正。
- 子どもたちの生きる力を育むため、教育の情報化を推進し、学校ICTの整備・活用による教育の質の向上が課題。
- 情報セキュリティ対策の基本的な知識・技能や情報モラルの実態に応じた指導が必要。
- 恵庭市学校教育情報化推進計画策定後の現状と課題を踏まえた計画に修正。

教育の情報化の目指す方向性



課題の解決

【改訂版】恵庭市学校教育情報化推進計画

改訂版

令和6年3月

恵庭市学校教育情報化 推進計画



基本理念

『未来に向け夢や目標を大きく持ち、進んで学び、
自らの道を切り拓く子どもの育成』に向けた
ICTを活用した教育の推進

◆ 目標（具体的な取組） ◆ ※◎は「ほぼ実現」項目、▲は「今後の重点」項目

【目標1】児童生徒の情報活用能力の育成

- ◎児童生徒が、授業でICT機器を操作できる基本的操作スキルの指導の充実
- 資料・インターネットで収集した必要な情報を選択して学習に生かしたり、分かりやすく発信したりできる力の育成
- 目標達成の手段や順番、方法を考え、最も適した答えを導くプログラミング的思考力の育成
- ▲情報化社会において活動するために必要な情報モラル・情報セキュリティの指導の充実
- ◎オンライン学習の実施によるICTを活用できる力の育成
- 関係機関との連携による、学校外での学びの機会の拡充

【目標2】ICTの効果的な活用による 「主体的・対話的で深い学び」の実現

- 指導計画の整備とカリキュラム・マネジメントの推進
- ▲各教科等でのICTの効果的な活用
- 児童生徒の個々の特性に応じたICTの活用

【目標3】ICTの活用による 校務の負担軽減

- ◎校務支援システムの活用
- ネットワーク活用による教材等のデータベース化
- ▲学校事務処理の効率化を図るための電子化の検討

【目標4】教職員のICT活用 指導力の向上

- 各教科等の指導におけるICTの効果的活用
- ▲情報モラル・情報セキュリティ対策の指導の充実
- ◎教職員のニーズに応じた研修の充実
- ◎ICT担当教職員の設置

【目標5】教育の情報化を支える ICT環境の整備

- 確かな学びを支える持続的・安定的なICT環境の確保と計画的な整備
- 教職員や児童生徒が安心してICTを利活用できる情報セキュリティ対策の強化
- ◎ICTの活用を支援する人材の活用